

名取市固定資産評価審査委員会情報セキュリティポリシー

1 趣旨

名取市固定資産評価審査委員会情報セキュリティポリシー(以下「本ポリシー」という。)は、名取市固定資産評価審査委員会の委員(以下「本委員」という。)が取り扱う情報資産のうち、名取市が策定する名取市情報セキュリティポリシーの適用外となる情報資産について適切に保護するため、基本的な事項を定めるものとする。

2 定義

本ポリシーの各種用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 名取市情報セキュリティポリシー

名取市が策定する情報セキュリティポリシーをいう。

(2) 情報資産

名取市情報セキュリティポリシーにおける情報セキュリティ対策の範囲に含まれない情報資産をいい、本委員及び名取市固定資産評価審査委員会事務局が保管する情報をいう。

3 準用

情報セキュリティ対策に関し、本ポリシーに定めのない事項については、原則、名取市情報セキュリティポリシーを準用する。

この場合において、名取市情報セキュリティポリシーの2. 情報セキュリティ対策基準2. 2. 組織体制について、(1)最高情報セキュリティ責任者については名取市固定資産評価審査委員会委員長とし、(2)統括情報セキュリティ責任者、(3)情報セキュリティ責任者、(4)情報セキュリティ管理者については名取市固定資産評価審査委員会事務局長とし、(5)情報システム管理者、(6)情報システム担当者及び(7)電子計算機利用検討委員会については該当なしとする。

また、名取市情報セキュリティポリシーの2. 情報セキュリティ対策基準2. 10. 1自己点検については、名取市の実施時期に合わせて実施する。

4 その他

上記事項に定めがない事項については、名取市情報セキュリティポリシーに準じ、本委員が決定する。

附 則

この方針は、令和8年4月1日から施行する。